

## 《 地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 》

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率は5%から8%に改正されました。

これにより、本区の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分の地方消費税収入については、「消費税法（昭和63年法律第108号）第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費※注1）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の116第2項に明記されています。

本区では、30年度当初予算における消費税率引上げ増収分を18億円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

### ■ 30年度当初予算ベースでの地方消費税率引上げ分の使途（18億円）

（単位：千円）

対象分野	大事業名	中事業名	30年度当初予算額 （一般財源※注2）	消費税 増収分	内容
子育て支援	子育て訪問支援券	子育て訪問支援券	39,712	1,800,000	（子ども・子育て安心サポート事業） 誰もが安心・安全なシッターサービス等を利用できるよう、子育ての相互援助活動の充実を図るとともに、子育てを担う人材の育成を行う。また、子育て訪問支援券や訪問型病児・病後児保育利用料の助成などにより、全ての家庭が安心して子育てができる環境の整備を図る。
	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業	1,800		
	社会福祉協議会補助	事務局運営費	10,894		
		地域福祉事業補助	2,269		
	母子保健対策	母親・両親学級	4,818		（文京区版ネウボラ事業） 妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、母子保健コーディネーターを配置するほか、両親学級、土曜子育て相談・パパママ交流事業を実施するとともに、宿泊型ショートステイ事業の拡充やデイサービス型サロン、訪問型産後ケア相談事業を新たに実施する。
		妊娠・出産支援事業	10,380		
	児童の保育委託	児童の保育委託	2,845,641		区内在住の児童の保育を、区内私立保育園及び区外公私立保育園に委託する。
	ショートステイ事業	子どもショートステイ事業	19,474		保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、文京区総合福祉センターの専用室において養育する。
	認証保育所運営補助	認証保育所運営補助	565,611		区内の認証保育所及び管外の認証保育所に対し運営の補助を行うことで、良好な保育環境を提供する。
	家庭的保育事業運営補助	家庭的保育事業運営補助	11,412		文京区が認定した家庭的保育者の事業運営に対して補助する。
	社会福祉協議会補助	地域福祉事業補助	3,000		（子どもの貧困対策） 生活困窮世帯の欠食や孤食の子ども等を対象に、食事の提供等を通じた居場所づくりを行う民間団体等を支援するため、子ども食堂を実施する団体等に支援金の助成を行う。また、意欲があひながら、家庭の経済的事情等により学習塾へ通えない小・中学生に対し、受託事業者による学習支援を行う。
	生活困窮世帯学習支援事業	生活困窮世帯学習支援事業	6,820		
社会福祉	障害者総合支援事業費 自立支援給付	障害福祉サービス費	569,143	障害者が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行う。	
	精神保健福祉対策	精神障害者福祉手当の支給	2,827	区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の障害者に、一定の条件の下、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援する。	
社会保険	介護保険制度関係経費	認知症施策総合推進事業	6,824	認知症になっても本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備するため、認知症ケアパスの作成・普及、認知症支援コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成や実践講座の開催、認知症関係展示会の開催等の認知症施策を総合的に推進する。	
保健衛生	予防接種	定期予防接種	642,853	予防接種法に基づき、子ども・高齢者を対象とした定期の予防接種を行う。また、里帰り先等で接種した予防接種費用の公費負担を行う。	
		任意予防接種	12,700	任意予防接種（おたふくかぜ、MR1・2期接種もれ、MR2回目接種もれ、高齢者用肺炎球菌）の助成を行う。また、成人を対象とした風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用助成を行う。	
	歯科保健	歯周疾患検診	18,715	歯周疾患予防のため、30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・76歳・81歳の区民に対して受診券を送付し、歯科検診を行う。	
合計			4,774,893	1,800,000	-

#### ※注1

社会保障4経費は、消費税法第1条第2項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことで。

#### ※注2

予算額（一般財源）は、歳出予算額から事務費や事務職員の人件費等を除いたもののうち、特定財源が充当されていない経費のことで。